

令和元年度水質の測定結果

ア 公共用水域 ^(※1)

環境基準が定められている生活環境項目（BOD ^(※2)、COD ^(※3) 等 13 項目）及び健康項目（砒素等 27 項目）について測定を実施した（表 1）。

生活環境項目では BOD 又は COD についてみると、大淀川上流、花の木川及び丸谷川下流（都城市）で環境基準を未達成であった。また、健康項目では土呂久川（高千穂町）で砒素が環境基準を未達成であったが、ほかの項目はいずれも環境基準を達成した。

※ 1 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等

※ 2 生物学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で河川に適用。微生物が分解するときに消費される酸素量）

※ 3 化学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で海域等に適用。酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量）

表 1 公共用水域の主な測定結果

測定項目		測定 か所数	測定結果
生活環境 項目	BOD (生物学的酸素要求量)	79水域 (河川)	3 水域（大淀川上流、花の木川及び丸谷川下流・都城市）で環境基準を未達成
	COD (化学的酸素要求量)	10水域 (海域)	全水域で環境基準を達成
健康項目	砒素	83地点 (※)	2 地点で環境基準を未達成 ・ 東岸寺用水取水点 （土呂久川・高千穂町） ・ 岩川用水取水点 （土呂久川・高千穂町）
	上記を除く項目 (26 項目)		全ての地点で環境基準を達成

※ 健康項目を実施した測定地点の総数

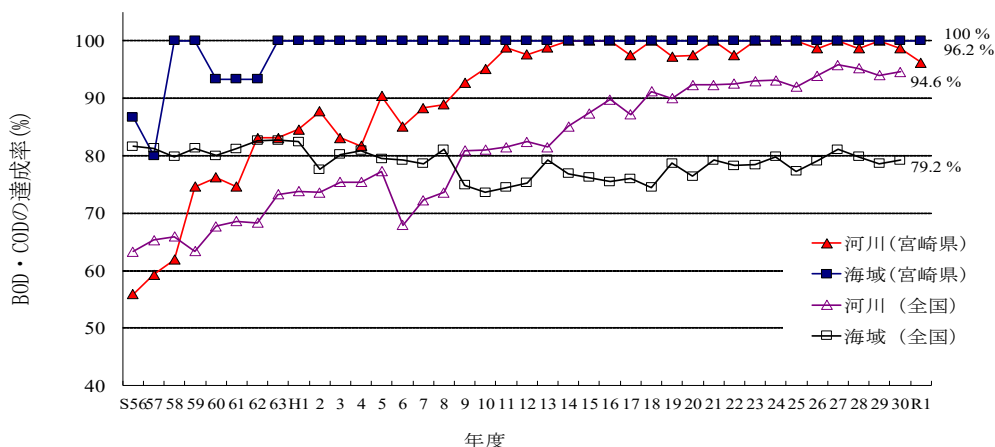


図 1 河川・海域の環境基準（BOD、COD）の達成率（%）の推移

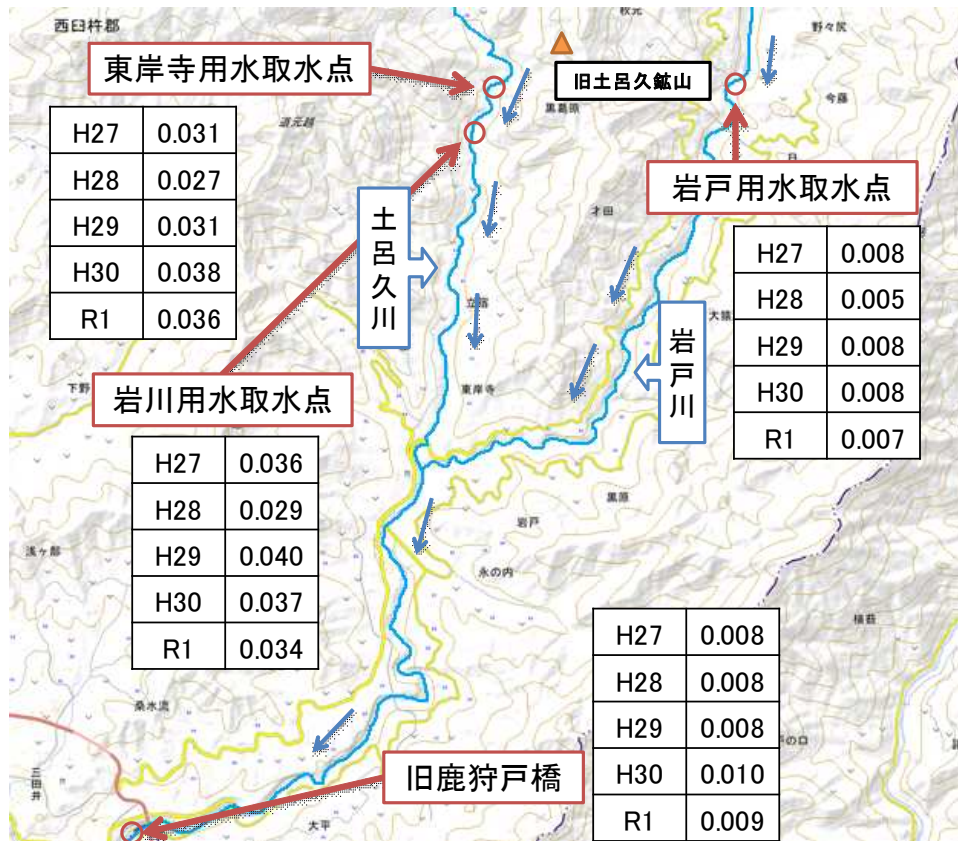


図2 岩戸川水系測定地点における過去5年間の砒素の測定結果(単位:mg/L、環境基準:0.01mg/L)
 注) 国土地理院地図 (<http://www.gsi.go.jp/>)を基に宮崎県環境管理課で作成

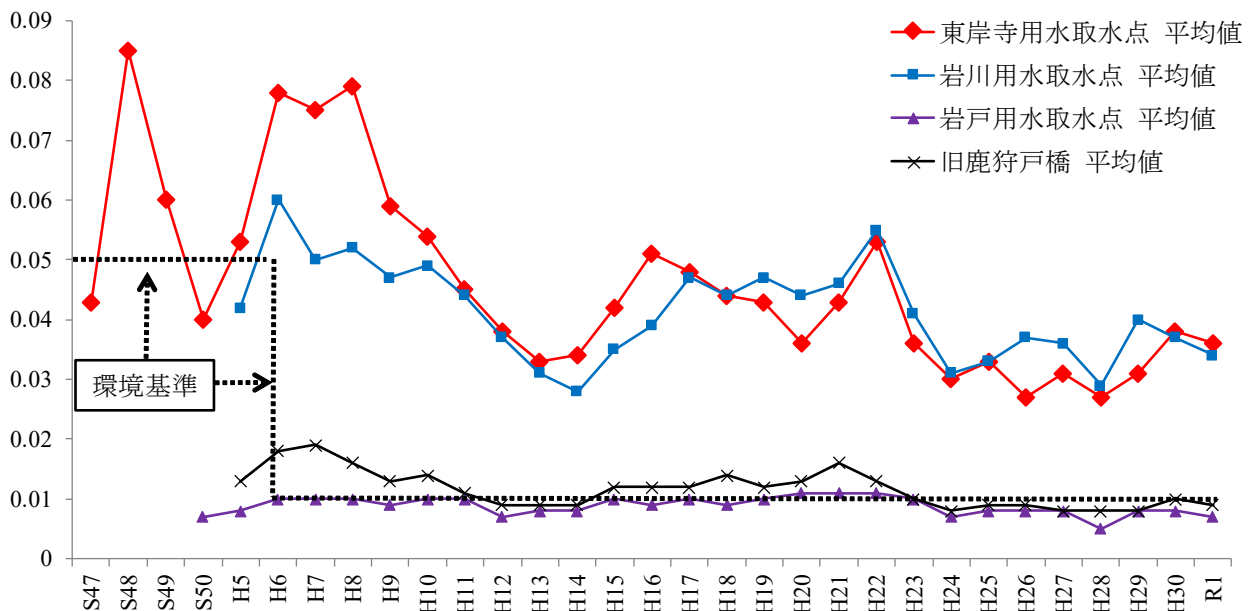


図3 岩戸川水系測定地点における砒素の経年変化 (単位:mg/L)

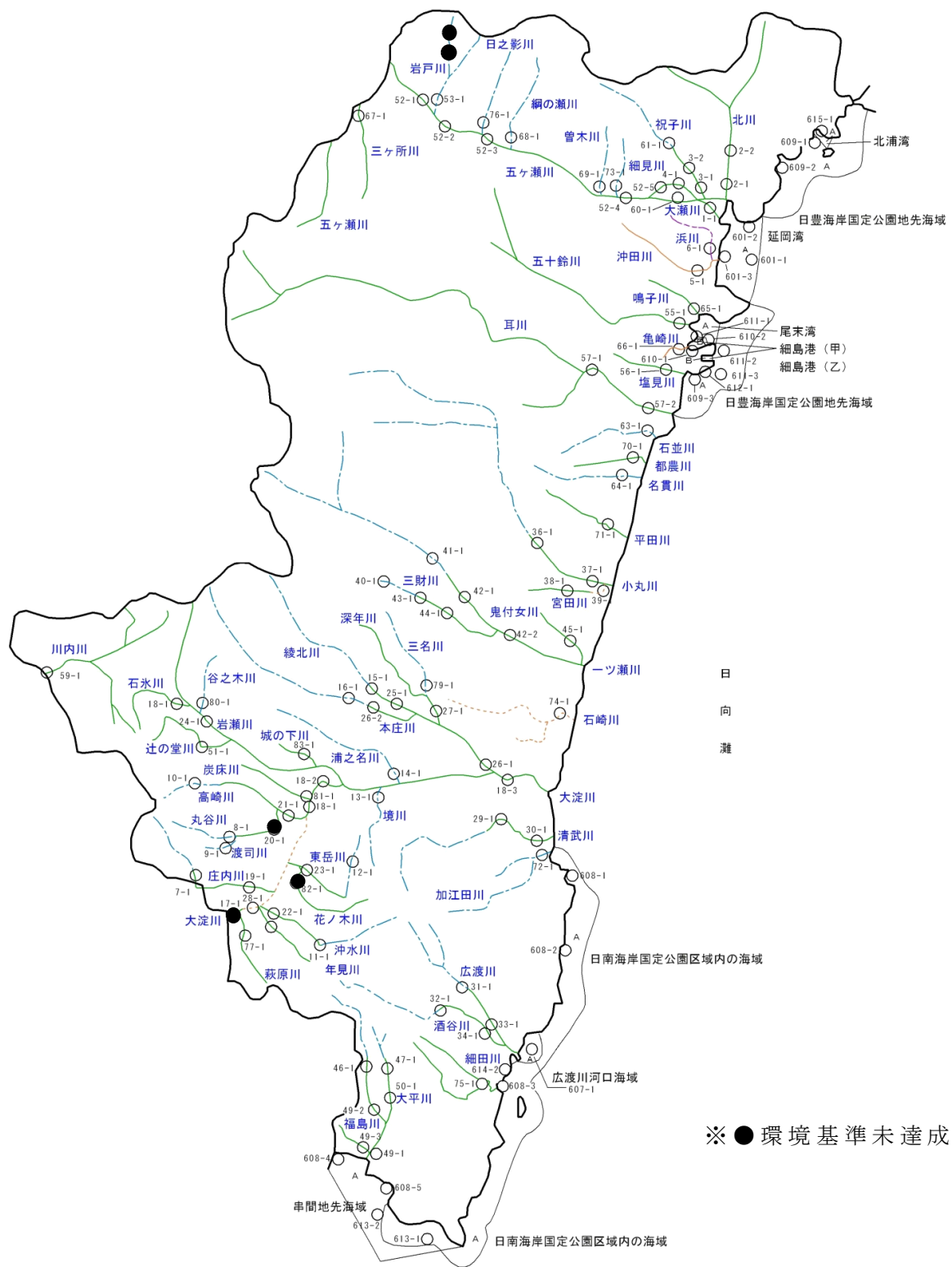


図4 主な公共用水域測定地点

イ 地下水

環境基準が定められている項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素等 28 項目）について測定を実施したところ、概況調査^(※1)では、全ての地点で環境基準を達成した。

また、継続監視調査^(※2)では、15 地点の井戸で砒素や揮発性有機化合物等が環境基準を未達成であったが、これまでと大きな変動はみられなかった。

※1 概況調査

- ・メッシュ調査：県内を 5 kmメッシュに区切り、毎年数メッシュずつ実施する調査
- ・有害物質使用事業場周辺調査：有害物質を使用している（又は過去に使用していた）事業場及びその周辺の井戸水における調査

※2 継続監視調査：過去に環境基準を超過した井戸水の調査

表 2 地下水の測定結果

調査名	調査地点数	基準未達成地点数	内容		
			令和元年度	平成30年度	
概況調査	メッシュ調査	44	0	全地点で環境基準を達成	全地点で環境基準を達成
	有害物質使用事業場周辺調査	30	0	全地点で環境基準を達成	全地点で環境基準を達成
	定点調査	2	0	全地点で環境基準を達成	全地点で環境基準を達成
	計	76	0		
継続監視調査	48	15	15 地点で環境基準を未達成 ・砒素 3 地点 ・砒素及びふっ素 1 地点 ・揮発性有機化合物 7 地点 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 地点	17 地点で環境基準を未達成 ・砒素 4 地点 ・砒素及びふっ素 1 地点 ・揮発性有機化合物 8 地点 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 地点	

ウ 今後の取組

良好な水環境を維持するため、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源となる工場・事業場に対する監視指導を行うとともに、浄化槽の設置や維持管理の徹底等の生活排水対策を継続して実施する。

● メッシュ調査 44地点

● 有害物質使用事業場
周辺調査 30地点

○ 定点調査 2地点

● 継続監視調査地点
48地点

計 124地点

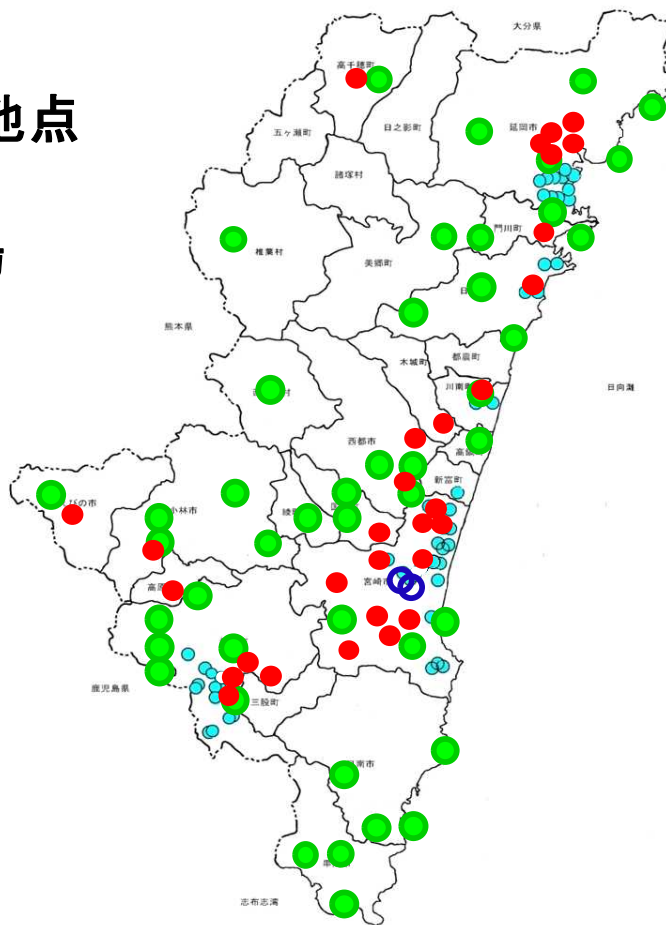


図5 地下水調査地点